

日本形成外科学会 倫理綱領

(平成29年4月11日制定)

1. 会員は、みずから社会秩序を重んじ、道德の模範とならなければならない。

1. 会員は、本学会その他において、常に医師・医療人として、適切な医学的成果や医療の進歩を学び、真摯に自己研鑽しなければならない。

1. 会員は、常に患者に対して誠意をもって診療や臨床研究にあたり、信頼に応えなければならない。患者に不利益になると予想される手段や方法を用いてはならず、常に患者プライバシーを守らなければならない。

1. 会員は、各種刊行物、各種メディアやインターネットを含めた広報手段において、医師・医療人としての品位を傷つけ、真実を欠き、誤解を招く記載や言動があってはならない。

以上。